

調査等名) 磐越自動車道 西会津地区境界測量・立木調査

特記仕様書

令和8年7月

東日本高速道路株式会社
新潟支社 新潟工事事務所

第1章 総則

1-1 履行内容

1-1-1 調査等名 磐越自動車道 西会津地区境界測量・立木調査

1-1-2 路線名 高速自動車国道 東北横断自動車道 いわき新潟線

1-1-3 履行箇所 自) 福島県耶麻郡西会津町原町 (143.8KP)
至) 福島県耶麻郡西会津町原町 (144.3KP)

1-1-4 主な履行内容

内訳書の項目	数量	備 考
用地測量業務		
基準点測量		
3級基準点測量	4点	
用地測量		
現地踏査		
作業計画	1業務	
現地踏査	1業務	
打合せ協議	1業務	
境界測量		
境界確認	6.8万㎡	
補助多角測量	6.8万㎡	
境界測量及び幅杭測量	6.8万㎡	
境界点間測量	6.8万㎡	
用地実測図作成		
面積計算	6.8万㎡	
用地実測図原図の作成	6.8万㎡	
土地確認調書等作成	6.8万㎡	
用地調査等業務		
共通		
作業計画書の作成	1業務	
打合せ協議	1業務	
建物等の調査		
現地踏査	1業務	
附帯工作物の調査及び算定 (独立工作物)	1箇所	
立竹木の調査及び算定 (用材林)	11.5千㎡	

1-2 適用する諸基準

本業務の実施にあたっては、本特記仕様書による他、下記諸基準を適用するものとする。

- (1) 調査等共通仕様書 (契約書第1条に規定。以下「共通仕様書」という。)[令和8年7月 東日本高速道路株式会社]
- (2) 用地調査等業務標準仕様書 (以下「調査標準仕様書」という。)[令和6年10月 東日本高速道路株式会社]
- (3) 用地測量標準仕様書 (以下「測量標準仕様書」という。)[令和6年10月 東日本高速道路株式会社]

- (4) 用地関係調査業務の発注に係る秘密保持に関する標準特記仕様書[令和 6 年 1 0 月
東日本高速道路株式会社]
- (5) 東日本高速道路株式会社の行う用地取得に伴う損失補償の基準の処理要領 別冊「付
帯工作物調査算定要領」[令和 7 年 3 月]
- (6) 東日本高速道路株式会社の行う用地取得に伴う損失補償の基準の処理要領 別冊「立
竹木調査算定要領」[令和 7 年 3 月]
- (7) その他監督員の指示するもの

1－3 テクリスへの登録

本業務は、「調査等における余裕期間制度」を適用しており、共通仕様書 1－1 2－4「テクリスへ登録」の規定によらず、以下のとおりとする。

受注者は、受注時または変更時において請負金額が 1 0 0 万円以上の調査等について、業務実績情報システム（以下「テクリス」という。）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をテクリスから監督員宛に電子メールを送信し、監督員の確認を受けた上で、以下の期限までに登録機関に登録申請しなければならない。ただし、登録期限には、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に定める国民の祝日（以下「休日等」という。）及び共通仕様書 1－3「日数等の解釈」に規定する日数は含まない。

- (1) 受注時は、受注者が設定した業務の始期から 1 5 日以内
- (2) 登録内容の変更時は、変更があった日の翌日から 1 5 日以内
- (3) 完了時は、完了届提出日の翌日から 1 5 日以内

また、登録機関発行の「登録内容確認書」は、テクリス登録時に監督員にメール送信される。なお、変更時と完了時の間が 1 5 日間に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できるものとする。

当該業務において調査基準価格を下回る金額で落札した場合、テクリスに業務実績情報を登録する際は、「低価格入札」にチェックした上で、「登録のための確認のお願い」を作成し、監督員の確認を受けること。

また、本業務の完了後において訂正または削除する場合についても同様に、テクリスから受注者にメールを送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。

なお、テクリス登録に要する費用は受注者の負担とする。

1－4 履行期間

本業務は、共通仕様書 1－1 3「着手日等」の規定によらず、受注者の円滑な業務執行体制の確保を図るため、事前に技術者確保等の準備を行うことができる全体履行期間及び余裕期間を設定した業務であり、発注者が示した全体履行期間内（業務完了期限までの間）で、受注者が業務の始期（業務着手日）及び終期（業務完了日）を任意に設定することができる。なお、契約上の履行期間は、契約保証取得の日の翌日から受注者が設定した業務の終期までの期間とする。

余裕期間内は、管理技術者、照査技術者又は現場作業責任者を設置することを要しない。また、

業務着手以外の業務のための準備を行うことができるが、現地踏査や打合せを行ってはならない。

なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

受注者は、落札者決定から 10 日以内に、履行期間通知書（様式―1）により、業務の始期及び終期を発注者へ通知しなければならない。

全体履行期間（業務完了期限）：契約保証取得の日の翌日から 220 日間（まで）

余裕期間（業務着手期限）：契約保証取得の日の翌日から 60 日間（まで）

1―5 主任補助監督員及び補助監督員の権限

1―5―1 主任補助監督員の権限

主任補助監督員に委任する権限は共通仕様書 1―6―3 記載事項とする。

1―5―2 補助監督員の権限

補助監督員に委任する期限は共通仕様書 1―6―4 記載事項とする。

1―6 資料の貸与

共通仕様書 1―15―1 及び 3―2―2 「資料の貸与」に基づく貸与資料は、下表のとおりとする。なお、履行期間中の調査等業務においては貸与予定日であり、変更がある場合は別途監督員より通知する。

貸与資料	調査等業務名	貸与予定日	備考
登記簿 公図 地積測量図	―	契約締結の日の翌日より 7 日以内	電子データ

※上記の日数は土曜、日曜、国民の祝日に関する法律に定める国民の祝日、12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで、夏期休暇（3 日）を除く。

1―7 受注者相互の協力

共通仕様書 1―20 「受注者相互の協力」の「隣接または関連の調査等の受注者」は下表のとおりとする。なお、下表は現時点のものであり、変更が生じた場合は監督員より通知するものとする。

調査等業務名	履行期間	受注者	発注機関	備考
磐越自動車道 西会津～ 津川間盛土場詳細設計	令和 8 年 6 月 16 日～ 令和 9 年 4 月 11 日	大成エンジニア リング株式会社	東日本高速道路㈱	隣接施行

1―8 成果品に関する事項

成果品は、共通仕様書 1―46 及び用地測量標準仕様書第 16 条の規定によるほか、本特記仕様書及び監督員の指示に従って成果品を納品するものとする。紙等による成果品は、

紙ファイル綴じとする。

成果品の一部については電子データで納品（以下、「電子納品」という。）するものとする。

1－8－1 成果品の部分使用

共通仕様書 1－3 6 の規定に基づき部分使用を請求する内容及び使用時期は下表のとおりとする。

内容	使用開始時期	使用理由
境界点成果表	2027 年 1 月 1 日	磐越自動車道 西会津～津川間盛土場詳細設計で使用するため

1－8－2 電子納品に関する事項

- (1) 電子納品は、「調査等共通仕様書 1－4 6－3 電子納品」に基づいて行うものとする。
- (2) 受注者は、電子納品による成果品（電子データ）について、「調査等共通仕様書 1-46-4 電子納品チェックシステム」に基づき、チェックを実施し、完了後に提出するものとする。

1－8－3 電子媒体

成果品の電子納品において、納品に使用する媒体は以下のとおりとする。

- (1) 電子媒体は、CD-R もしくは DVD-R を原則とする。
- (2) CD-R の論理フォーマットは、ISO9660（レベル 1）を標準とする。
- (3) DVD-R の論理フォーマットは、UDF（UDF Bridge）1.02 以上とする。また、DVD-R のバージョンは For General Ver2.0 以上とし、片面一層タイプとする。

1－8－4 電子媒体に貼付するラベル

成果品の電子納品時に電子媒体に用いるラベルは、以下のとおりとする。なお、ラベルについては、ラベル面に直接印刷する方法、専用のラベルを専用の貼付器具で貼付する方法の何れかによるものとする。

- (1) 電子媒体のラベルには、次のような情報を明記するものとする。

- ①業務名称
- ②作成年月日
- ③発注者名
- ④受注者名
- ⑤何枚目／総枚数
- ⑥ウイルスチェックに関する情報（使用した「ウイルス対策ソフト名」「ウイルス定義年月日若しくはパターンファイル年月日」「チェック年月日」を明記するものとし、ウイルス対策に使用するソフトは特に定めないが、シェアの高いものを使用する。）
- ⑦フォーマット形式

- (2) 電子媒体を納めるプラスチックケースのラベルの背表紙若しくは監督員が指示する箇所に次のような情報を明記するものとする。

- ①業務名称
- ②作成年月日

1－9 計画工程表

1－9－1 計画工程表の記載事項

共通仕様書 1－1 4－1 「作業計画書の提出」(2) に示す作業計画書中の計画工程表（本特記仕様書様式一2）の作成にあたっては、下記の項目ごとに作業完了時期を明示し提出するものとする。ただし、記載する項目は監督員と受注者との協議の上変更することができるものとする。

計画工程表は本特記仕様書 1－6 「資料の貸与」に示す資料の貸与時期、及び共通仕様書 1－2 2 「打合せ」に規定する打合せの実施時期についても十分検討の上作成するものとし、これらの事項は計画工程表に記載するものとする。

種別	項目	備考
用地測量業務	基準点測量	
	3 級基準点測量	
	用地測量	
	現地踏査	
	作業計画	
	現地踏査	
	打合せ協議	
	境界測量	
	境界確認	
	補助多角測量	
	境界測量及び幅杭測量	
	境界点間測量	
	用地実測図作成	
	面積計算	
	用地実測図原図の作成	
	土地確認調書等作成	
用地調査等業務	共通	
	作業計画の作成	
	打合せ協議	
	建物等の調査	
	現地踏査	
	立竹木の調査及び算定（用材林）	
	附帯工作物の調査及び算定（独立工作物）	

1－9－2 計画工程表に基づく作業状況の報告

受注者は共通仕様書 1－2 2 「打合せ」に規定する打合せの実施時に、作業の実施状況を計画工程表に記載した上で監督員に報告をするとともに、調査等打合簿に添付するものとする。

なお、受注者は前項で規定した完了時期が著しく変更となる場合は、共通仕様書 1－1 4－3 「変更作業計画書」に基づき変更計画工程表を監督員に提出するものとする。また、その結果調査等内容の変更が生じる場合の取扱いは受注者と監督員とで協議の上決定するものとする。

1－1 0 打合せ簿の作成及び提出について

受注者による共通仕様書 1－2 2 「打合せ」に規定する調査等打合簿の監督員への提出は、打合せ後 7 日以内（休日等を除く）に監督員に提出するものとする。

また、監督員は受注者より提出のあった調査等打合簿を受領後 7 日以内（休日等除く）に受注者へ返送するものとする。

第2章 業務細部に関する事項

2-1 用地測量業務

2-1-1 基準点測量

2-1-1-1 作業条件

基準点測量の作業条件は次のとおりとする。

(1) 地域区分

耕地（丘陵地）：4点

(2) 伐採の有無

無

(3) 測量標設置の有無

有

(4) 測量標に使用する材料

木杭または鉋またはプラスチック杭

(5) 囲い杭設置の有無

無

(6) 測量成果検定

無

(7) 基準点の種別

木杭または鉋またはプラスチック杭

2-1-1-2 成果品

基準点測量における成果品は下表のとおりとする。

種別	名称	提出部数	摘要
基本基準点測量	観測手簿	1	
	観測記簿	1	
	計算簿	1	
	平均図	1	
	成果表	1	
	点の記	1	
	精度管理表	1	
	建標承諾書	1	
	測量標設置位置通知書	1	
	基準点網図	1	
	品質評価表	1	
	測量標の地上写真	1	
	基準点現況調査報告書	1	
	成果数値データ	1	
	点検測量簿	1	
	メタデータ	1	
	その他の資料	1	

2-2-2 用地測量

2-2-2-1 作業条件

用地測量の作業条件は次のとおりとする。

(1) 地域区分

耕地：6.8 万㎡

2-2-2-2 成果品

用地測量における成果品は下表のとおりとする。

成 果 品 名	数 量		用地関係 調査仕様 書の様式 番号	標 準 規 格
	紙	電子デ ータ		
立会証明書	1 部	3 部	第 1 1 号	日本産業規格 A 列 4 番縦
立会依頼通知書	1 部	3 部	—	様式は監督員の指示による
観測手簿又は電子野帳の測量記録	1 部	3 部	—	受注者にて定める
補助多角点綱図	1 部	3 部	—	受注者にて定める (点番号、距離、方向角を記入)
補助多角点成果表	1 部	3 部	第 1 4 号	日本産業規格 A 列 4 番縦
基準点一覧表 (使用部分)	1 部	3 部	—	様式は監督員の指示による
多角測量計算書 (結合トラバース計算書他一式)	1 部	3 部	—	受注者にて定める (点番号、距離、方向角を記入)
放射トラバース計算書	1 部	3 部	—	受注者にて定める
補助基準点 (補助多角測量) 精度管理表	1 部	3 部	—	測量作業規程付録 4 標準様式に準じる
境界点成果表	1 部	3 部	第 1 2 号	日本産業規格 A 列 4 番縦
用地境界仮杭設置箇所表示図	1 部	3 部	—	様式は監督員の指示による
境界測量精度管理表	1 部	3 部	—	測量作業規程付録 4 標準様式に準じる
面積計算書	1 部	3 部	—	受注者にて定める
既測地における成果簿 (写) (確定図含む。一式)	1 部	3 部	—	日本産業規格 B 列 1 番
用地実測図	1 部 (写 1)	3 部	—	ポリエステルフィルム 厚さは 0.075 ミリメートル
用地実測図データファイルの作成精度管理表	1 部	3 部	—	測量作業規程付録 4 標準様式に準じる
用地平面図	1 部 (写 1)	3 部	—	ポリエステルフィルム 厚さは 0.075 ミリメートル
用地平面図データファイルの作成精度管理表	1 部	3 部	—	測量作業規程付録 4 標準様式に準じる
土地所有者別土地一覧表	1 部	3 部	第 1 5 号	日本産業規格 A 列 4 番縦
土地確認調書	1 部	3 部	第 1 7 号	日本産業規格 A 列 4 番縦 部数は関係者数を考慮した部数とする
在来法定 (外) 道水路調書	1 部	3 部	第 1 6 号	日本産業規格 A 列 4 番縦

2-2-3 打合せ

本業務における打合せの回数は業務内容確認検査を含め、3 回 (当初、中間、最終) とする。打合せの検測数量は 1 式とし、履行状況により打合せ回数が増減しても打合せ費用の変更は行わないものとする。ただし、監督員が打合せ回数の追加を指示した場合や業務の追加、変更に伴い打合せを追加する必要がある場合の取扱いは監督員と受注者とで協議の上決定するものとする。

2－3 用地調査等業務

2－3－1 作業条件

(1) 地域区分

平坦地：11.5 千m²

(2) 業務実施者

用地調査等業務に関しては、補償業務管理士の資格を有する者が実施するものとする。

2－3－2 成果品

用地調査等業務の成果品は以下のとおりとする。

	成果品名	備考
立竹木 及び 独立工 作物	補償金総括表	権利者別に補償項目ごとの補償金額及びその合計額を記載した補償金総括表を作成する。
立竹木	立竹木補償額算定表及び管理程度補正判定表	立竹木調査算定要領及び補償金算定標準書にもとづき立竹木補償額算定表及び、必要に応じて管理程度補正判定表を作成する。
	調査表	立竹木調査算定要領及び補償金算定標準書にもとづき調査表を作成する。
	立竹木配置図	立竹木配置図は、立竹木の所有者ごとに作成し、地番及び土地の取得等の計画線を赤色の実線で記入する。 立竹木配置図の大きさは、原則として、日本産業規格A列3番横とする。 立竹木配置図は、原則として、上方が北の方位となるように配置する。
	写真撮影方向図	写真撮影方向図は、立竹木配置図等を基に、撮影の位置、方向及び写真番号を記入する。 写真撮影方向図は、立竹木の所有者ごとに作成し、地番及び土地の取得等の計画線を赤色の実線で記入する。 写真撮影方向図の大きさは、原則として、日本産業規格A列3番横とする。 写真撮影方向図は、原則として、上方が北の方位となるように配置する。
	写真台帳	立竹木の写真の撮影は、原則として、所有者ごとに写真台帳を作成するものとする。
独立工 作物	調査表	附帯工作物調査算定要領様式第1及び補償算定標準書にもとづき調査表を作成する。
	補償額算定書	附帯工作物調査算定要領様式第2及び補償算定標準書にもとづき調査表を作成する。
	配置図	配置図は、建物移転料算定要領別添一の「木造建物調査積算要領〔軸組工法〕別添1 木造建物図面作成基準（別表）、別添一の「二木造建物調査積算要領〔ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法〕別添1 木造建物図面作成基準（別表）又は別添二「非木造建物調査積算要領別添1 非木造建物図面作成基準（別表）」の配置図の項に掲げるとおりとする。
	詳細図	詳細図は、必要に応じて作成し、構造、外形寸法（幅×奥行き×高さ）等を記載する。
	写真方向図	写真撮影方向図は、附帯工作物配置図等を基に、撮影の位置、方向及び写真番号を記入する。

2－3－3 打合せ

本業務における打合せの回数は業務内容確認検査を含め、4回（当初、中間、内容確認、成果品確認）とする。打合せの検測数量は1式とし、履行状況により打合せ回数が増減しても打合せ費用の変更は行わないものとする。ただし、監督員が打合せ回数の追加を指示した場合や業務の追加、変更に伴い打合せを追加する必要がある場合の取扱い監督員と受注者との協議の上決定するものとする。

第3章 補足事項

3-1 共通仕様書、用地関係調査仕様書、特記仕様書及び図面の優先順位

共通仕様書、用地関係調査仕様書、特記仕様書及び図面との間に相違がある場合には、特記仕様書、図面、用地関係調査仕様書、共通仕様書の順に優先するものとする。

3-2 主たる業務の範囲

本業務の主たる業務は「基準点測量、用地測量、立竹木（用材林）」であり、その業務について第三者に委任又は請け負わせようとする場合並びに学識経験者に技術協力を求めようとする場合には、共通仕様書1-19-3により発注者の承諾を得るものとする。

様式－1

令和 年 月 日

東日本高速道路株式会社 新潟支社
支社長 殿

住所
会社名
代表者

履行期間通知書

調査等名 磐越自動車道 西会津地区境界測量・立木調査

標記について、発注者が示した全体履行期間内において業務の始期と終期を設定しましたので、通知します。

記

1. 契約保証取得の日

令和 年 月 日

2－1. 発注者が設定した全体履行期間

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日 (日間)

(1. 契約保証取得の日の翌日)

2－2. 発注者が設定した余裕期間

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日 (日間)

(1. 契約保証取得の日の翌日)

3－1. 受注者が設定した業務の始期

令和 年 月 日

3－2. 受注者が設定した業務の終期

令和 年 月 日

3－3. 契約上の履行期間

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日 (日間)

(1. 契約保証取得の日の翌日)

(3－2. 受注者が設定した業務の終期)

磐越自動車道 西会津地区境界測量・立木調査 設計工程表（案）

【様式－2】

測量業務		(実施月期間)		令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 (日間)		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月		〇月	
------	--	---------	--	---------------------------	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--	----	--